

香川県水道局組織規程及び香川県水道局県営水道事務所事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年3月30日

香川県知事 浜田惠造

香川県水道局管理規程第2号

香川県水道局組織規程及び香川県水道局県営水道事務所事務決裁規程の一部を改正する規程

(香川県水道局組織規程の一部改正)

第1条 香川県水道局組織規程(昭和44年香川県企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(出先機関の設置) 第6条 略 2 所に、 <u>総務用地課</u> 、管理課及び建設課を置く。	(出先機関の設置) 第6条 略 2 所に、 <u>庶務課</u> 、管理課及び建設課を置く。
(所の分掌事務) 第7条 <u>総務用地課</u> の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) <u>用地その他</u> の資産の取得、管理及び処分に関すること。 (6)・(7) 略 2・3 略	(所の分掌事務) 第7条 <u>庶務課</u> の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 資産の取得、管理及び処分に関すること。 (6)・(7) 略 2・3 略
(香川県水道局県営水道事務所事務決裁規程の一部改正)	

第2条 香川県水道局県営水道事務所事務決裁規程(平成15年香川県企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1(第3条、第5条関係) 1～25 略 <u>26 次に掲げる企業用財産の使用の許可、許可条件の変更又は許可の取消し</u> <u>ア 使用期間が1ヶ月未満又は使用面積が10平方メートル未満である使用</u> <u>イ 電柱、電線、郵便差出箱、公衆電話所、水道管、下水道管、ガス管</u> <u>その他これらに類するもの(以下「電柱等」という。)の設置による使用</u>	別表第1(第3条、第5条関係) 1～25 略

- 27 企業用財産の使用許可期間の更新 (26の項の許可に係るものに限る。)
28 企業用財産の使用許可事項の変更の承認 (26の項の許可に係るものに限る。)
29 企業用財産の使用料の減免 (26の項の許可に係るものに限る。)
30 次に掲げる企業用財産の貸付けの決定、条件の変更又は契約の解除 (無償又は時価より低い価格で貸し付ける場合を除く。)
ア 貸付期間が1ヶ月未満又は貸付面積が10平方メートル未満である貸付け
イ 電柱等に関する貸付け
31 企業用財産の貸付期間の更新 (30の項の貸付けに係るものに限る。)
32 企業用財産の貸付事項の変更の承認 (30の項の貸付けに係るものに限る。)

別表第2 (第4条関係)

- 1～15 略
16 用地、物件及び地上権その他の権利の取得及び補償に関する契約の締結
17 用地取得に伴う登記の嘱託
18～28 略
29 簡易水道に係る私設消火栓の使用の許可
30～33
34 公舎の使用の許可及びその取消し
35 公舎に主として使用者の収入により生計を維持する者以外の者を同居させることの承認

別表第2 (第4条関係)

- 1～15 略
16～26 略
27 簡易水道に係る私設消火せんの使用の許可
28～31

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。